

第 158回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第158回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和3年10月8日（金）午後1時30分～午後3時13分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部役員会議室

3 議題

午後1時30分開会

○高橋委員長 委員長の高橋でございます。本日も御多忙のところ御参集いただき、ありがとうございます。

緊急事態宣言は解除されましたが、諸般の情勢に鑑み、まだオンラインでウェブ会議でさせていただきます。また、永渕委員は会場に参加されますし、飯室委員は電話で御参加いただいております。

現在9名の全員御出席でございますので、定足数に問題はありません。

では、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から配付資料の確認をさせていただきます。配付資料は、事前にお送りしているものといたしまして、審議順に令和3年審第11号、第12号、第13号、第14号、第10号の5点と、追加配付資料としまして、審第11号の資料1-2意見書、資料1-3の2点になります。よろしくお願ひします。

なお、事前に配付させていただいております資料のうち、審第15号につきましては、開催通知不到達となっておりますので、次回の審査委員会にて審議予定となっております。

○高橋委員長 本日の議事を確認いたしますと、契約弁護士等に対して取る措置についての付議案件は、形式的には8件でございますが、実質は5件ということになります。事前に6件分お渡ししておりますが、先ほど申しましたように、1件は掲示中でございますので、それが外れるということになります。

では、早速審議に入ります。令和3年審第11号、資料1、それから事後に送られてきたと思いますが、資料1-1、御本人の弁明書です。これが資料でございます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審11号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 では、次は審第12号、資料2の関係でございます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審12号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、次が審第13号、資料3の関係です。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審13号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、次の審第14号の審議に入ります。資料4でございます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審14号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 平成3年審第10号、資料6、説明をお願いします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審10号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、次回以降です。お願いします。

○事務局 それでは、今後の予定につきましてお話しいたします。

次回11月の審査委員会は11月12日金曜日午後1時30分から予定させていただいております。審議いただく案件は、現在不到達掲示中のもの1件、新たに新件3件、継続案件が3件の7件を予定しております。資料につきましては準備ができ次第、招集通知と併せて郵送いたしますので御確認ください。

○高橋委員長 よろしくお願いします。

本日はどうもありがとうございました。

午後3時13分閉会